

## **台風 7 号による公共交通機関の運休等により来所が困難な 場合の雇用保険失業認定日について**

8月16日(金)の失業認定日について、公共交通機関の運休等により来所が困難な場合は、認定日変更が可能です。

8月19日(月)以降お早めに来所ください。

※失業認定日変更可能期日は9月12日(木)です。

令和6年8月16日

川崎公共職業安定所長